

工事書類簡素化要領（営繕工事）

（目的）

第1条 この要領は、受注者が工事施工に関して作成又は提出する書類を簡素化することで、発注者の監督、検査及び請負業者の業務の合理化を図ることを目的とする。

（対象工事）

第2条 この要領の対象工事は、札幌市工事施行規程第2条第1号に規定する営繕工事とする。

（実施内容）

第3条 この要領による実施内容は以下のとおりとし、対象書類は工事書類簡素化一覧表（別表1）のとおりとする。

なお、この要領は札幌市が発注する一般的な営繕工事において、施工及び検査時に必要な書類の簡素化の考え方を示している。各工事発注課はこの要領の趣旨と各工事の特性を踏まえた上で、対象書類の追加や削除を決定する。

（1）作成する工事書類の明確化

各工事発注課にて受注者と工事書類の簡素化について協議を行い、協議簿を作成して実施する。また、工事書類の簡素化の基準等を作成して必要書類の明確化に努める。

（2）検査時における対応

検査員は工事書類の簡素化に配慮して検査を行い、「給付の完了の確認」をする上で必要な場合を除き、書類の追加作成指示はしない。

（附則）

この要領は、平成22年12月1日以降入札する工事に適用する。

この要領は、平成27年10月1日以降契約する工事に適用する。

この要領は、平成28年4月1日以降契約する工事に適用する。

この要領は、令和2年7月1日以降契約する工事に適用する。

この要領は、令和3年7月1日以降契約する工事に適用する。

この要領は、令和7年4月1日以降契約する工事に適用する。

この要領は、令和8年4月1日以降契約する工事に適用する。

ただし、適用日時点で施工中の工事に関し、監督員（工事主任）の承諾を得た場合は、これを適用できるものとする。